

第6回「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」開催

平成 27 年 6 月 27 日（土）、岩手県盛岡市の岩手県民会館において、ゆうちょ財団主催の「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」が開催されました。

このセミナーは、ゆうちょ財団主催の「知的障がい者等に対する金融教育支援員養成講座」を受講・修了し、金融教育支援員に登録した人を対象に、知的障がい者等に対する金銭管理講座や金融被害防止の啓発活動を実施する際に必要となる知識・技能等を学ぶことを目的として開催されるものです。

今回の参加者は、金融教育支援員登録者に加えて、生活困窮者の自立支援を行っている相談支援室のスタッフの皆さまにも参加していただきました。

最初に、ゆうちょ財団より、金融教育支援員講座の目的、金融教育支援員に期待すること等の説明を行った後、「障がいのある人のライフプラン設計の考え方」をテーマにセミナーが開催されました。講師はぜんち共済株式会社の富岡竜一氏が務めました。

障がいのある人のライフステージは、一般の人のようなライフイベントを主体に考えるのではなく、幼児期、就学期などの年齢ごとに考えていく必要があります。各年齢ごとに巻き巻き法制度があり、それに伴う生活状況の変化や必要な手続等があります。特に、就学期から青年期に至る 18 歳以降の期間は、巻き巻き法律が児童福祉法から障害者総合支援法に移行する時期であり、20 歳からの障害年金の請求手続など、今後のライフプラン設計上の重要性が強調されました。

また、障がいのある人のための支援制度では、特別障害児扶養手当などの国の制度として運営されているものや、地方自治体の制度として運営されている支援策が紹介されました。地方自治体の支援制度は、各自治体の財政状態により、内容や支給要件などが異なり、各自治体間の格差が大きいようです。

さらに、私的備えのための保険商品や信託商品の紹介なども行われました。

セミナー終了後のアンケートでも、「事例を交えた説明は分かりやすかった」「障がいのある人のライフプランの考え方が分かった」等々、参加者の方々からは好評でした。



金融教育支援員向けセミナーは、次回は京都市での開催（平成 27 年 8 月 22 日）を予定しています。多くの皆様のご参加をお待ちしています。